

次期総合計画(第五次総合計画)の概要

1 策定の趣旨

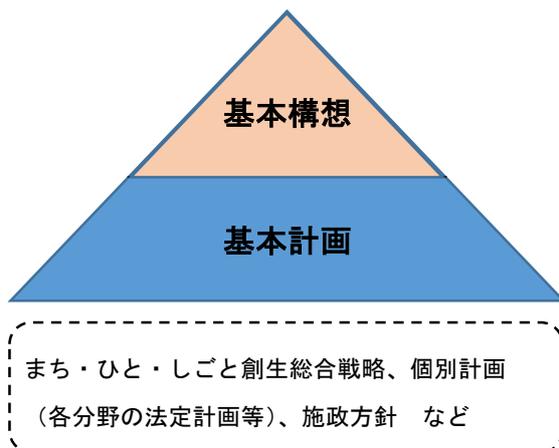
本町では、平成23（2011）年3月に「第四次島本町総合計画」を策定し、平成31（2019）年度を目標年次として、「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」を将来像に掲げ、総合的なまちづくりを進めてきました。この間、人口減少・少子高齢化の進行、自然災害への不安の高まりなど、自治体を取り巻く環境やニーズは変化してきています。今後も、社会経済情勢の変化や様々な課題に的確に対応し、持続的に住民サービスの維持・充実を図っていくため、2020年度以降のまちづくりを総合的・計画的に進める基本指針として、次期計画（第五次島本町総合計画）を策定します。

2 計画の位置づけ

「総合計画」は、地方自治体のすべての計画の上位に位置づけられ、まちづくりの基本指針となる計画で、昭和44（1969）年の地方自治法改正により総合計画（基本構想）の策定及び議決が義務付けられました。その後、地方分権の進展を受け、平成23（2011）年に地方自治法が改正され、法的な策定・議決義務はなくなりましたが、本町においては、引き続き、総合的・計画的に町政運営を進めていくため、「島本町まちづくり基本条例」及び「島本町総合計画基本構想の議決に関する条例」に基づき、総合計画を策定し、基本構想については町議会での議決を行うこととしています。

3 計画の構成

①基本構想	まちの将来像と政策の大綱を示します。
②基本計画	基本構想を実現するための施策の基本方向を体系的に示します。



【個別計画との関係】

福祉・子育て・防災・都市整備・環境など、行政各分野で策定している個別計画については、総合計画の施策体系との整合を図り、総合計画を補完し、具体化する計画として位置付けます。

4 総合計画の期間

基本構想及び基本計画の計画期間は、2020年度からの10年間とします。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、アンケートやワークショップ等の手法により住民ニーズの把握に努めるとともに、学識経験者・関係団体・住民・町職員・町議会議員などが、各種会議でさまざまな知識や意見を出し合い、審議・検討を進めていきます。

審議 検 討	総合計画審議会	学識経験者、関係団体、公募住民	町長の諮問により、計画案の審議を行い、答申します。
	総合計画策定委員会	町職員	庁内で、計画策定に関する調査研究、素案の検討、調整などを行います。
	町議会	町議会議員	基本構想の審議及び議決を行います。
住 民 ニ ー ズ の 把 握	住民アンケート	16歳以上の住民 3,000人	住民・中学生へのアンケート調査により、まちの魅力や課題、定住意向、施策ニーズなどを把握します。
	中学生アンケート	町立中学校の二年生	
	ワークショップ	公募住民、関係団体	まちの魅力や課題、将来の姿などについて意見交換を行います。
	パブリックコメント	住民	計画案を公表し、住民意見を募集します。

6 計画書の構成（案）

計画書は、計画の背景や前提条件を示す「序論」、将来目標や基本方針を示す「基本構想」、分野別施策の基本方向を示す「基本計画」の3部で構成する予定です。

序論	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定の背景 ● 計画の役割、構成、期間 ● まちの現況と特性 ● 社会的潮流、まちづくりの基本的課題
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ● まちの将来目標 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基本理念と将来像 ➢ 将来人口、土地利用方針 ● まちづくりの基本方針
基本計画	基本方針に基づいて実施する具体的施策の基本方向を分野別に記載